

くらしる事業 リノベーション奨励金



戸建て住宅リフォーム奨励金

住宅改修等

【助成期間】 令和5年度～7年度まで

ニーズ・状況に合わせて選択

対象経費（各工事金額）の総額の1/3助成

（1物件につき事業期間内に各工事1申請のみ可、助成上限金額には金券も含まれます）

※各工事は令和5年4月1日以降の契約・着工が対象

<p>バリアフリー改修工事</p> <p>30万円以上の町指定工事が対象</p> <p>町内業者50万円 町外業者25万円</p>	<p>耐震診断及び耐震改修工事</p> <p>耐震診断 5万円</p> <p>10万円以上の耐震改修工事が対象</p> <p>耐震改修工事 町内業者50万円 町外業者25万円</p>	<p>一般改修工事 （中古住宅取得者、移住・定住等の条件あり）</p> <p>30万円以上の工事が対象</p> <p>町内業者80万円 町外業者40万円</p>	<p>脱炭素改修工事</p> <p>（町が指定する脱炭素設備改修に対して）</p> <p>30万円以上の工事が対象</p> <p>10万円</p>	<p>住戸解体工事</p> <p>老朽化が著しく周囲の景観を損なう住宅のみで50万円以上の解体工事が対象</p> <p>15万円</p>
--	---	---	---	--

【対象住宅】

■むかわ町固定資産課税物件であり、自己のために居住供している、又はこれから居住する住宅及び併用住宅が対象

【条件等】

■R5年4月1日以降の契約工事が対象 ■対象住宅を所有する個人 ■申請者及び同居者世帯人員が町税等を滞納していない等